

2001年6月7日

下請代金支払遅延等防止法の改正について

規制緩和が進められる中で、公正で透明な市場を創ることが重要となり、独占禁止法の抜本的改正を図る必要があります。今回はその第一段として独占禁止法の特別法である「下請代金支払遅延等防止法」の改正をし、優越的な地位の濫用を防止したいと考えております。

※

┌───┐

| 独 |───1. 私的独占

| | (支配・排除)

| 占 |───2. 不当な取引制限

| | (カルテル、入札談合)

※

┌──────────┐

| 禁 |───3. 不公正な取引 優越的地位の濫用───| 「下請代金支払遅延等 |

| | (不当兼売、共同ボイコット)

| 別法) |

| 防止法) (特

| 止 |───4. 競争を実質的に制限することとなる企業結合

└──────────┘

| | (合併、営業譲受け、役員兼任、株式保有等)

| 法 |

└───┘

※公正取引委員会の改革

1. 下請代金支払遅延等防止法とは

(目的) 下請代金の支払遅延等を防止することで、親事業者の下請事業者に対する取引を公正にし、下請事業者の利益を保護する。

- (概要)
1. 製造委託・修理委託を対象を絞っている。
 2. 親事業者、下請事業者の関係は資本金の大小で定義
 3. 親事業者の義務・禁止行為、排除措置を具体的に提示

2. 現状と問題

(1) 物品の製造・修理委託といった業種についても十分機能していない。

下請法の勧告は過去5年で9件、警告は毎年1000件を超えている。

違反行為の態様別件数(平成11年度・一部をピックアップ)

- 支払遅延(納品から60日を超えた支払) 234件
- 長期手形〔120日手形(繊維工業90日)超の割引困難な手形〕 191件
- 減額 132件

(公取調べ)

これは氷山の一角であり、報復措置を恐れて泣き寝入りしている状態です…

(2) 現状の法では、サービス業、役務の提供について機能していない。

(例) 貨物自動車運送業

1. 取引契約書の締結状況

荷主との間	53.0%締結不十分
同業者間	67.5%締結不十分

2. 代金の減額の要請

荷主との間	39.5%減額要請あり
同業者間	67.5%減額要請あり

(例) ソフトウェア開発業

1. 発注内容の変更

ユーザーとの取引	70.5%変更要請あり
コンピュータ・メーカーとの取引	55.4%変更要請あり
同業者との取引	62.9%変更要請あり

(以上 公取調べ)

「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」(いわゆるガイドライン)があるものの十分に機能していない。

(3) 罰則規定が3万以下の罰金となっており、抑止力として機能していない。

(参考)

	・書面を交付しなかった。	報告をしなかった。 虚偽の報告をした。 検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した。
割賦販売法	10万以下の罰金	10万以下の罰金
宅地建物取引業法	20万以下の罰金	20万以下の罰金
旅行業法	30万以下の罰金	30万以下の罰金
ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律	50万以下の罰金	50万以下の罰金
訪問販売等に関する法律	100万以下の罰金	100万以下の罰金

3. 改正案の概要

(1) 役務の下請取引全般への適用対象拡大(別紙2参照)

下記のように取引を整理することで、役務の取引全般へ適用を拡大する。

1. 成果物作成委託

a. 知的成果物(文章、図面、写真、映像、音楽、プログラム等、人的役務によって得られる知的な成果物)の提供及び作成を業として行う場合、役務の提供を他の事業者へ委託するケース

b. プログラム制御機器の製造を業として行う場合、そのプログラム作成を他の事業者へ委託するケース

2. 役務提供委託

貨物運搬、ビルメンテナンス等成果物のない役務を他の事業者へ委託するケース

(2) 資本金区分について

公取の調査によれば平成11年に基準を1億円から3億円に変更することにより違反容疑の12.8%が対象外となり、1千万円超～1億円以下の下請事業者の元請のうち、1億円超～3億円以下が26.9%であることを考慮して、基準を変更することが妥当と考える。

下請事業者(1000万円超～1億円以下)に関する資本金別
親事業社の違反容疑比率および下請取引比率

資本金額	親事業		
	1億円超～3億円以下	3億円超	合計
違反容疑比率	12.8%	87.2%	100%
下請取引比率	26.9%	73.1%	100%

親事業者

下請業者

(改正前)

- a 資本金3億円超 → 資本金3億円以下(個人含む)
- b 資本金1千万円超3億円以下 → 資本金1千万円以下(個人含む)

(改正案)

- a 資本金3億円超 → 資本金3億円以下(個人含む)
- b 資本金1億円超3億円以下 → 資本金1億円以下(個人含む)
- c 資本金1千万円超1億円以下 → 資本金1千万円以下(個人含む)

(3) 親事業者の遵守事項等の拡大

受領拒否、支払遅延の禁止、減額の禁止、返品禁止、買ったたきの禁止、購入強制の禁止、報復措置の禁止、有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止、割引困難な手形の交付の禁止に加え、不当なやり直しの禁止を追加する。

(4) 罰金の額の引上げ

書面の交付義務違反、書類の作成及び保存義務違反、虚偽報告、検査の妨害等に関する罰金額上限を現行の3万円から20万円に引き上げる。

(根拠)

独占禁止法第94条及び94条の2の規定により検査妨害、調査のための強制処分違反が20万円以下の罰金となっているためこれを準用することとする。
